

# 大阪府洪水予報システム サーバ整備等業務

## 仕様書（案）

令和5年 11 月

大阪府都市整備部河川室

## 1.1 総則

### 1) 業務の名称

大阪府洪水予報システム サーバ整備等業務（以下「本業務」という。）

### 2) 適用

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか「委託役務業務必携（大阪府都市整備部平成28年4月）(<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html>)」によるものとする。

### 3) 再委託について

下記①～②に示す、本業務の主要な部分の再委託は、原則として認めない。ただし、これらの業務の一部の再委託については、発注者と協議の上、承諾を得た場合に限り可能とする。（再委託する場合は、元請である受注者の適切な管理監督の元で業務が履行されることを条件とする。）

#### ①システム構築業務

#### ②管理技術者が行うべき業務（現場立会、発注者への報告業務等）

## 1.2 業務の目的

別途、新しく構築する「寝屋川洪水予測システム」及び「大津川・槇尾川・牛滝川洪水予測システム」の運用サーバ等を整備し、現行システムから次期システムへ移行させることを業務の範囲とする。なお、本業務は、「大阪府洪水予報システム改良業務委託（R4）報告書（令和5年2月）」（以下「R4業務」と呼ぶ）の検討内容を踏まえて進めるものとする。

## 1.3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 2. 業務内容

### 2.1 計画準備

業務の目的、主旨をよく把握し、仕様書に基づき業務方針を立案し、業務の内容、工程、技術者組織表を示した業務計画書を作成する。

### 2.2 洪水予測システム用サーバ整備

洪水予測システムの運用サーバとして、クラウド環境を整備し、「寝屋川洪水予測システム」及び「大津川・槇尾川・牛滝川洪水予測システム」を導入できるように設定する。

クラウド環境は、中継サーバを経由して洪水予報 DB サーバと接続することにより、洪水予測システム関連データの送受信を行うものとする。ネットワーク構成を別紙に示す。

クラウド環境の要件（案）を以下に示す。なおクラウド環境の要件については、洪水予測システム新規構築時（別途発注する「洪水予測システム改良業務」で実施）に再度確認して決定すること。また、インターネットから新洪水予測システム用サーバを経由して、中継サーバ等その他の装置にアクセスできないようセキュリティ対策を施した構成にすること。

## ○クラウド環境の要件（案）

CPU	: Intel Xeon Gold 6226R 2.9GHz(16コア 32スレッド)相当
メモリ	: 96GB相当以上
保存領域	: 有効容量 1.0TB
OS	: RHEL9 (Red Hat Enterprise Linux 9)

### 2.3 データ連携環境の整備

クラウド環境と既設サーバ(中継サーバ、洪水予報 DB サーバ)とのデータ連携環境を整備する。なおデータ連携については、既設サーバの運用業者と各種調整のうえ進めること。なお、データ連携に関する以下の事項については、本業務の対象外とする。

- ・新洪水予測計算サーバへの接続に必要なネットワーク機器の設定変更
- ・中継サーバのシステム改良
- ・洪水予報サーバのシステム改良
- ・洪水予測 DB サーバのシステム改良
- ・各種データ連携に必要な I/F 設計

### 2.4 運用保守計画の検討

クラウド環境構築後の運用保守計画について検討する。受注者は、次に示す内容を規定した運営維持管理設計書及び運用マニュアルを作成すること。

- ・運営維持管理の管理対象
- ・府及び関係機関を含めた体制図、要員（責任者、作業員、役割分担）、連絡手段について記載し、全体的な体制を明確にすること。
- ・必要となる情報共有手段について、会議体（会議体名称、開催目的、開催スケジュール、報告内容）、インシデント発生時の報告ルート等について記載すること。
- ・運営維持管理実施内容について、作業概要、作業スケジュール、作業手順（ワークフロー図等）等を記載した作業手順を記載すること。
- ・利用される報告書、管理シート等のテンプレートを作成すること。
- ・非機能要件におけるサービスレベル項目及びサービスレベルを記載すること。
- ・委託期間終了により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとし、業務引継書を作成するものとする。
- ・その他、運営維持管理に必要な事項を記載すること。

### 2.5 試行運用

現行システムから次期システムへの切り替えを完了させ、次期システムのみでの運用を可能とし、現行システムの撤去が可能な状態となるよう試行運用期間内にバグの改修等を終え、確実に運用できる状態にする。

次期システムへの環境切り替えにあたり、現行システムと並行運用する期間（並行運用予定期間：令和7年2月から3月まで）を設ける。新旧のデータを確認しながら次期システムへ切替えていくこと。切り替えにあたっては停止時の影響が大きいことを考慮の上、仮設等の対策や既設

の復旧等を入念に検討、事前準備を行い、府担当者と十分協議し、水防活動に影響のないようスケジュールや手順について切替計画を立てること。

また、公開している **WEB** ページについても府民に混乱を与えることなく切り替えるようにすること。不測の事態（データ不整合や他システムとの通信タイミングのズレ等による異常で他システムに影響を与える等）に備え、現行及び次期システムの並行稼働及び次期→現行、現行→時期へ切り戻しは府担当者の指示により常時可能とすること。

## 2.6 報告書作成

本業務の検討内容を取りまとめ、報告書を作成する。

## 3 著作権について

### 3.1 権利の帰属

受注者がこの契約に従い発注者に納入する成果品の所有権は、検査完了をもって受注者から発注者へ移転するものとする。

### 3.2 成果品の著作権等の取扱い

- 1) 業務の成果品（プログラム、システム等の著作物を含む。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、検査完了の時をもって受注者から発注者に移転し、及び帰属するものとする。ただし、成果品にこの契約の前から受注者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権は、受注者又は当該第三者に留保されるものとする。
- 2) 発注者は、受注者に了解を得ることなく、成果品を著作権法第47条の3の規定に基づき複製又は翻案することができる。この場合において、発注者は、公益上の目的に限り、これを第三者に利用させることができる。
- 3) 発注者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号の規定に該当しない場合であっても、第1項の規定による著作権の帰属を受けた著作物を必要に応じて改変することができるものとする。
- 4) 受注者は、この契約により開発されたプログラムに関する著作者人格権を行使しない。ただし、発注者が承諾をした場合は、この限りでない。

### 3.3 知的財産権の取扱い

業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産権及びノウハウ等（以下「発明等」という。）が発注者又は受注者のいずれか一方のみによって行われたときは、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）及びノウハウ等に関する権利（以下「特許権等」という。）は当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

- 1) 受注者が従前から有していた特許権等をソフトウェアに利用したとき、又は前項の規定により受注者に帰属する特許権等がソフトウェアに利用されたときは、発注者は、この契約に基づきソフトウェアを利用するために必要な範囲で、当該特許権等を利用することができるものとする。

- 2) 業務遂行の過程で生じた発明等が発注者及び受注者に属する者の共同で行われたときは、当該発明等についての特許権等は発注者受注者の共有（持分均等）とする。
- 3) 発注者及び受注者は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら利用することができる。ただし、これを第三者に利用を許諾するとき、又は持分を譲渡するとき、若しくは質権の目的とするときは、相手方の事前の同意を要するものとする。この場合においては、相手方と協議の上、利用の許諾条件、譲渡条件を決定するものとする。

#### 3.4 第三者の著作権等の権利の取扱い

受注者は、業務の成果品が第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合は、受注者の責任と負担において解決するものとする。

# ネットワーク構成図

